

【資料 2】

今後の取り組み（案）について

1. 危険空き家対策の検討

(1) 今後について

①特定空き家等の認定

「石狩市特定空き家等の認定基準」に基づく現地調査を行い、空き家の危険度合いなど総合的に判断し、本協議会の意見を踏まえた上で、「特定空き家等」を認定

②危険空き家除却補助制度の検討

危険な空き家の所有者等の自発的な除却を促進するため、解体費用の一部を補助

2. 空き家活用促進事業の拡充

(1) 現行制度の概要

定住または創業を目的として市内の空き家を購入した場合に25万円、購入した空き家を地元事業者によって改修、改築等を行った場合には更に25万円を加え、最高50万円を補助（別添資料参照）

(2) 現行制度の実績

平成27年度

| 申請者住所 | |
|-------|----|
| 市外 | 5 |
| 市内 | 5 |
| 計 | 10 |



| 空き家住所 | |
|-------|----|
| 花川南 | 7 |
| 花川北 | 2 |
| 緑ヶ原 | 1 |
| 計 | 10 |

平成28年度（11月末時点）

| 申請者住所 | |
|-------|----|
| 市外 | 12 |
| 市内 | 9 |
| 計 | 21 |



| 空き家住所 | |
|-------|----|
| 花川南 | 7 |
| 花川北 | 10 |
| 緑苑台 | 1 |
| 親船東 | 2 |
| 幌 | 1 |
| 計 | 21 |

(3) 今後について

「石狩市空き家等対策計画」の内容を踏まえ、制度の拡充について検討

3. 空き家バンクの検討

(1) 今後について

「石狩市不動産ネットワーク」や「北海道空き家情報バンク」などを含め、地域の特性を踏まえ、本市にふさわしい、活用希望者と所有者の双方が利用しやすい仕組みを検討

石狩市 空き家利活用 促進制度 7月から再募集します

空き家の利活用を支援します！
最高50万円を助成

【受付期間】 平成28年7月1日から。この助成は、予算額に達し次第、終了となります。

【制度の目的】

この制度は、市内の空き家を購入して利活用してもらうことにより、地域における新たな交流の場の創出や新たな担い手になっていただき、地域コミュニティの活性化など、空き家がかかえる様々な課題の解消を図るとともに、地域経済の活性化にもつなげていくことを目的としています。

【制度の概要】 -2段階支援-

「定住」または「創業」のため
『市内の空き家を購入する場合』

1件につき 25万円を助成

上記の例において、更に、
『地元事業者等による改修・改築等を実施する場合』

1件につき 更に25万円を助成

売買契約締結後の空き家は助成対象外となりますが、今回の再募集に限り、一部期間の契約(H28.5.10~H28.6.30)については、例外的に申請できる場合がありますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

【制度の内容・条件等】

<助成金の名称> 石狩市空き家利活用促進助成金

<定住・創業助成> **25万円を助成**

●定住(※1)または創業(※2)のため、市内の「**空き家**」を購入(25万円(税抜き)以上)する場合

※1 3年以上居住する場合(個人)

※2 コミュニティ・ビジネス等を3年以上実施する場合(法人、団体等)

<改修・改築等助成> **25万円を追加助成**

●上記の定住・創業助成を受ける場合で、かつ**地元事業者等(※3)**による**改修・改築等を実施**(25万円(税抜き)以上)する場合
(なお、改修・改築等助成のみの申込はできません。)

※3 市内に本店・支店・出張所・営業所等を置く建設事業者・工務店等

<その他の主な条件>

- ・外観調査(建設指導課調べ)等により空き家と認められ、50㎡以上で居住実績があること。
- ・空き家の敷地が、国道、道道、市道のいずれかの道路に接していること。
- ・都市計画法その他の法令に適合していること。
- ・空き家の登記簿上の所有者であること(購入後)。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・定住者または法人等の社員等が暴力団員ではないこと。

【問合せ】 くわしくは、下の窓口で御相談ください。

石狩市役所2階 建設指導課 ③番窓口 電話(0133)72-3162

平成28年度の石狩市空き家利活用促進助成金（再募集）の申請から交付までの主な流れ

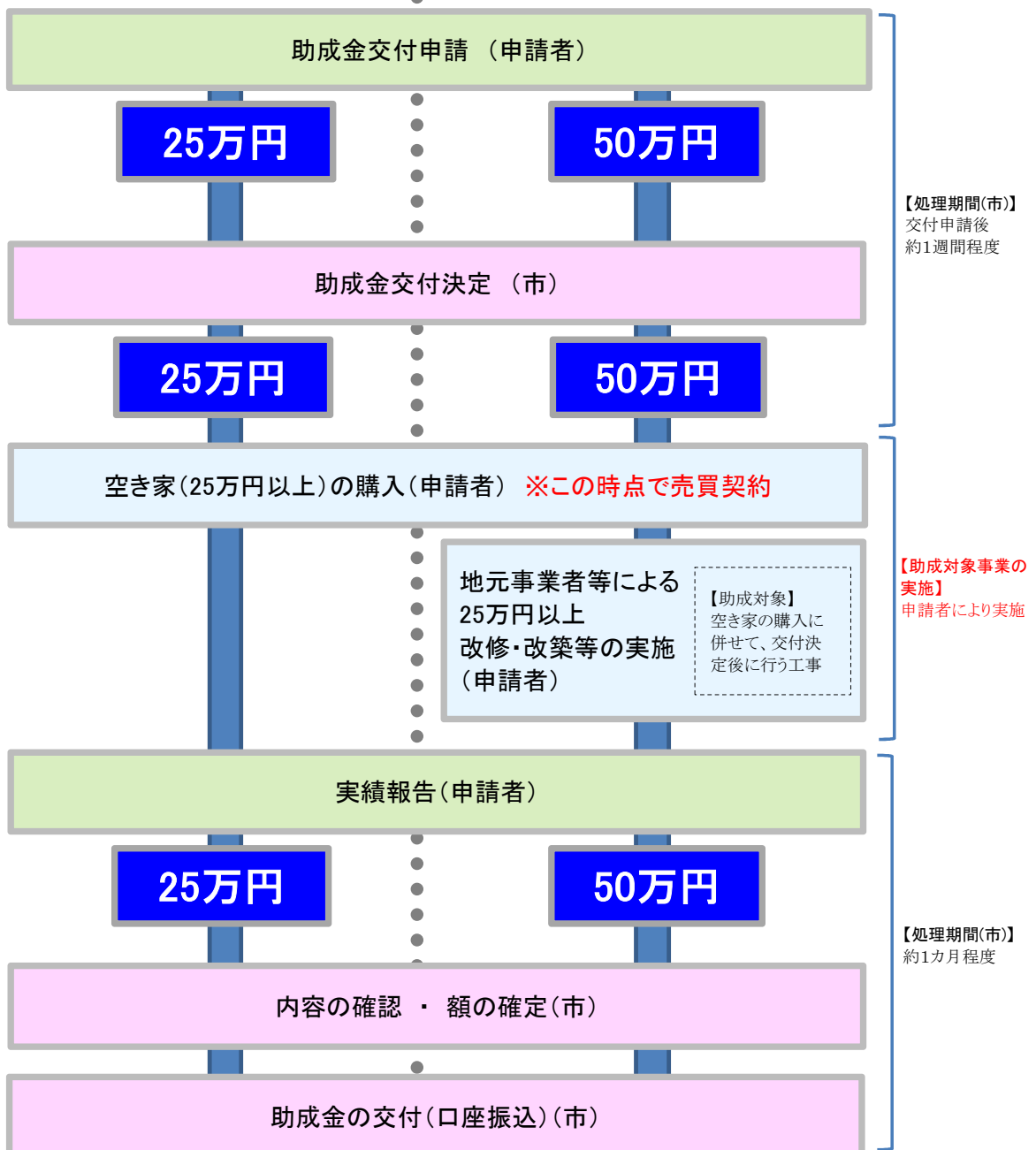
【再募集期間】 H28. 7. 1 ~ 助成金が予算額に達した時点
(※7月からの再募集は10件程度を想定)

空き家の売買契約を締結する前にご申請ください！

平成28年度の再募集に限り、売買契約締結後(平成28年5月10日～平成28年6月30日の期間内に契約を締結された物件のみ)においても申請できる場合があります。

【定住・創業助成の場合】

【定住・創業助成+改修・改築等助成の場合】



今後のスケジュール

| 年次 | 市・協議会の動き |
|---------|--|
| H28 12月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">平成28年度 第3回空家等対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「石狩市空家等対策計画（案）」及び「石狩市特定空家等の認定基準（案）」について ・今後の取り組み（案）について </div> <p>・「石狩市空家等対策計画」及び「石狩市特定空家等の認定基準」の決定（市）</p> |
| H29 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |
| 4月 | |
| 5月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">平成29年度 第1回石狩市空家等対策協議会</p> </div> |
| 6月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の認定について（現地調査等の現状報告） ・空き家対策の検討状況について </div> |
| 7月 | |
| 8月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2回石狩市空家等対策協議会</p> </div> |
| 9月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の認定について（協議） ・空き家対策の検討状況について </div> |
| 10月 | ・特定空家等の認定（市） |
| 11月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3回石狩市空家等対策協議会</p> </div> |
| 12月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策の今後の取り組み（案）について </div> |
| H30 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | |